

佐倉市環境審議会委員公募要項

- 1 公募人数 4人
- 2 応募資格 次の全ての要件を満たす者とする。
 - (1) 本市に住所、勤務先又は通学先を有する者
 - (2) 本市の附属機関等の委員を3以上兼ねていない者
 - (3) 国若しくは地方公共団体の議員又は本市の常勤の職員でない者
- 3 応募方法 申込書(別紙1)を郵送又はちば電子申請システムにより提出する。応募書類は返却しないものとする。情報公開条例に基づく開示請求があった場合、個人情報などを除き、応募書類を公開することがある。
- 4 募集期間 令和8年3月1日(日)から令和8年4月1日(水)まで(当日消印有効)
- 5 周知方法 こうほう佐倉及び市ホームページ等に掲載
- 6 選考方法 委員候補者の選考は、選考委員会を設置し、申込書(別紙1)に基づく書類選考により行うものとする。
- 7 選考委員会の構成
 - (1) 自治人権推進課長
 - (2) 人事課長
 - (3) 生活環境課長
- 8 選考基準及び配点 選考審査票(別紙2)のとおり
- 9 選考手順 選考審査票(別紙2)に基づき各選考委員が事前に審査を行った上で、選考委員の協議により4人を候補として選定する。応募者が4人に満たない場合においても、同様の手順によるものとする。応募者の氏名等、応募者が特定できる情報は、選考委員には明かさない。
- 10 選考の観点 選考審査票(別紙2)による評点に併せ、委員協議においては、次の点に留意するものとする。
 - (1) 各委員の年齢、性別、地域性、職業等の偏り
 - (2) 各委員の視点及び思考の重複
 - (3) 新規人材の積極的登用
 - (4) 特定の利害関係の有無

選考審査票

受付番号	①
------	---

選考基準		配点	評点
1 「応募動機」 ・意欲・熱意は感じられるか。 ・個別の案件の解決等を意図とした応募ではなく、広く市全体への貢献を意図したものであるか。		A (20点) B (15点) C (10点) D (5点) E (0点)	
2 「文章構成」 ・論点は整理されているか。		A (10点) B (5点) C (0点)	
3 「意見・提案」	①身近な環境の現状・課題について、市民ならではの視点で的確に捉えているか。	A (30点) B (23点) C (15点) D (8点) E (0点)	
	②環境保全や市政全般に関し、基礎的な知識や関心を持っているか。	A (20点) B (15点) C (10点) D (5点) E (0点)	
	③環境保全の主体としての自覚を持った、建設的な内容であるか。	A (20点) B (15点) C (10点) D (5点) E (0点)	
		総計	／100点